

平成25年3月27日

## 障害者自立支援法に基づく事業者指定の取消しについて

熊本市は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定により、訓練等給付費の請求に関し、不正があった指定障害福祉サービス事業者の指定を取消しますのでお知らせします。

### 1. 指定取消対象事業者等の概要

- (1) 法人名 特定非営利活動法人みらい
- (2) 代表者 理事長 松江弘資
- (3) 事業所名称 特定非営利活動法人みらい
- (4) 所在地 熊本市西区松尾町上松尾18番1
- (5) 事業の種類 就労継続支援A型（平成22年3月25日指定）

### 2. 指定取消年月日

取り消し処分決定日：平成25年3月26日

取り消し処分効力発生日（指定取消年月日）：平成25年4月30日

※ 指定取消となった事業者の利用者が、他の指定障害福祉サービス事業者からサービスの提供が受けられるようにするための必要な期間として、通知日から1ヶ月程度期間を設け、効力発生日を設定。

### 3. 指定取消の理由

就労継続支援A型の就労訓練や必要な支援を提供していないにもかかわらず、提供したとして、虚偽のサービス提供記録等を作成し、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

〔根拠法令：自立支援給付費の不正請求（障害者自立支援法第50条第1項第5号）〕

### 4. 事業者に対する経済上の措置

不正請求については、障害者自立支援法第8条第2項の規定により、返還させる額

に100分の40を乗じて得た加算額を含め、1,038,484円を支払わせるとともに、監査中に確認した過誤請求372,928円とあわせ、総額1,411,412円を返還させる予定。(うち合志市への返還126,420円)

※ 熊本市が障害者自立支援法に基づく指定取消処分を行なうのは、制度施行後初の案件である。

問い合わせ先

熊本市 障がい保健福祉課  
328-2519 (直通)